

○屋外広告物を禁止する地域等の指定（昭和四十六年大分県告示第七百八十五号）の一部改正（案）

改 正 案

現 行

大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第十八号）の規定に基づき、屋外広告物を禁止する地域又は場所及び物件を次のように定める。

一 条例第三条第一号ただし書の規定により指定する区域

(略)

路線名	区間
(略)	(略)

二 条例第三条第十号の規定により指定する区間

路線名	区間
国道二一二号	(略)

犬丸インター（中津市大字犬丸字北又二三二五番三三）から青の洞門・羅漢寺インター（同市本耶馬渓町跡田字古戸二四一番三）までの自動車専用道路の区間

本耶馬渓インター（中津市本耶馬渓町落合字前田一四二五番一）から下郷交差点（同市耶馬渓町大字大島字シンゴ四九番五）までの自動車専用道路の区間

(略) (略)

大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第十八号）の規定に基づき、屋外広告物を禁止する地域又は場所及び物件を次のように定める。

一 条例第三条第一号ただし書の規定により指定する区域

(略)

路線名	区間
(略)	(略)

二 条例第三条第十号の規定により指定する区間

路線名	区間
国道二一二号	(略)

犬丸インター（中津市大字犬丸字北又二三二五番三三）から田口インター（同市三光田口字西荒田七三三番一）までの自動車専用道路の区間

本耶馬渓インター（中津市本耶馬渓町落合字前田一四二五番一）から下郷交差点（同市耶馬渓町大字大島字シンゴ四九番五）までの自動車専用道路の区間

(略) (略)

三 条例第三条第十一号の規定により指定する区域

1 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する用途地域を除いて指定する区域(展望することがで
きる区域の中に都市計画法の用途地域がない場合を含む。)

路線名	区間	区域
(略)	(略)	(略)
国道二一一二号	犬丸インターインターチェンジ(中津市大字犬丸字北又二三二五番三)から青の洞門・羅漢寺インターインターチェンジ(同市本耶馬渓町跡田字古戸二四一番三)までの自動車専用道路の区間	路端から五〇〇メートル未満の地域で、路線から展望することができる区域
国道二一一二号	犬丸インターインターチェンジ(中津市大字犬丸字北又二三二五番三)から田口インターチェンジ(同市三光田口字西荒田七三二番二)までの自動車専用道路の区間	路端から五〇〇メートル未満の地域で、路線から展望することができる区域
(略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)
四〇七 (略)	(略)	(略)

三 条例第三条第十一号の規定により指定する区域

1 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する用途地域を除いて指定する区域(展望することがで
きる区域の中に都市計画法の用途地域がない場合を含む。)

路線名	区間	区域
(略)	(略)	(略)
国道二一一二号	犬丸インターインターチェンジ(中津市大字犬丸字北又二三二五番三)から田口インターチェンジ(同市三光田口字西荒田七三二番二)までの自動車専用道路の区間	路端から五〇〇メートル未満の地域で、路線から展望することができる区域
国道二一一二号	犬丸インターインターチェンジ(中津市大字犬丸字北又二三二五番三)から下郷交差点(同市耶馬渓町大字大島字シンゴ四九番五)までの自動車専用道路の区間	路端から五〇〇メートル未満の地域で、路線から展望することができる区域
(略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)
四〇七 (略)	(略)	(略)